

さいたま市契約公報

第 2 1 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日 発行

発行所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）
 - 大宮区役所新庁舎整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 特定調達契約の落札者等の公示（4 件）
 - 血管造影装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
 - さいたま市立高等学校センターサーバ・校内 LAN システム賃貸借・・ 1 1
 - さいたま市立高等学校教職員端末システム賃貸借・・・・・・・・・・ 1 1
 - 美園図書館図書館電算システムパソコン機器等賃貸借・・・・・・・・ 1 1
- 一般競争入札の告示（1 件）
 - エアマット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 6 7 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大宮区役所新庁舎整備事業

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町 1 - 1 2 4

(3) 事業概要

P F I - B T O 方式により、既存の埼玉県大宮合同庁舎を解体のうえ、当該敷地に、大宮区役所新庁舎（区役所、図書館等の機能を複合化し、さらに特色として、交流機能、休憩・休息機能を含めた施設）の設計、建設を行った後、本市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理・運営業務を実施する。

(4) 事業期間

契約締結日から平成 5 1 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業の各業務にあたる複数の企業等により構成される企業グループとする。

イ 入札参加者を構成する者（以下「入札参加者等」という。）のうち、本事業に係る特別目的会社（以下「S P C」という。）に出資を予定している者を「構成員」、S P Cに出資を予定して

いない者で、事業開始後、SPCから直接、業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、競争入札参加資格の申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 建設・解体業務のうちの建設業務、維持管理業務及び運営業務のうちの新大宮図書館運営業務の3業務においては、当該業務を行う者は構成員とすること。なお、建設業務を行う者、維持管理業務を行う者及び新大宮図書館運営業務を行う者が複数いる場合は、それぞれを統括する1者は構成員とすること。

エ 入札参加者は代表する企業（以下「代表企業」という。）を構成員より1者定め、代表企業が競争入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行うものとする。

オ 競争入札参加申込兼資格確認申請書により、参加の意思を表明した構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。

カ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

キ 入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業にはなれない。ただし、新大宮図書館運営業務、カフェ、コンビニ又は自動販売機運営業務を担う者はその限りではない。

(2) 入札参加者等に共通する参加資格要件

入札参加者等は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

ア 入札参加者等の資格要件

(ア) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

b 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(イ) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）及びさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(オ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 関係会社の参加制限

入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。

(7) 資本関係

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c 平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他の参加不適格者

(7) 次の本事業のアドバイザー業務に携わっている者と2(2)イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

- a 株式会社日本経済研究所
- b 株式会社伊藤喜三郎建築研究所
- c 西村あさひ法律事務所

(イ) 本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と2(2)イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

(3) 入札参加者等の業務別の参加資格要件

入札参加者等のうち、次の業務に当たる者は、それぞれの要件を満たさなければならない。各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。ただし、建設・解体業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。また、2(2)イの資本関係及び人的関係にあると認められる者同士が建設・解体業務と工事監理業務にあたることも認めない。

ア 設計業務に当たる者

設計業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、全体で全ての要件を満たすこととし、そのうちの1者は(ア)から(カ)の要件を、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、事前、事後調査業務のみにあたる者は、(コ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建築関連コンサルタント」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に同業務で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(ウ) 常勤の自社社員で、3箇月以上の直接的な雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。

(エ) 平成17年4月1日以降に、次に掲げる施設のいずれかの、新築の基本設計又は実施設計

業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途が次に掲げる施設であること。

- a 延べ床面積 10,000 m²以上の庁舎
- b 延べ床面積 10,000 m²以上の図書館を含む複合施設
- c 延べ床面積 10,000 m²以上の事務所
- d 延べ床面積 10,000 m²以上の商業施設

- (オ) 免震構造の設計実績を有していること。
- (カ) 2(3)ア(エ)の設計業務において、総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、事業契約締結後から本施設の引き渡し完了するまで、管理技術者として配置し得る者であること。
- (キ) 意匠を担当する主任技術者に建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置し得る者であること。
- (ク) 構造主任技術者に建築士法第10条の2に規定する構造設計一級建築士を配置し得る者であること。
- (ケ) 電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者に建築士法第10条の2に規定する設備設計一級建築士を配置し得る者であること。
- (コ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、いずれかの業務の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）にいずれかの業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

イ 建設・解体業務にあたる者

建設・解体業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たし、他の者は(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業及び土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。
- (ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適切に配置し得る者であること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3箇月以上の直接的な雇用関係があること。
- (エ) 平成17年4月1日以降に、次に掲げる施設のいずれかの新築工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途が次に掲げる施設であること。
 - a 延べ床面積 10,000 m²以上の庁舎

b 延べ床面積 10,000 m²以上の図書館を含む複合施設

c 延べ床面積 10,000 m²以上の事務所

d 延べ床面積 10,000 m²以上の商業施設

(オ) 免震構造の施工実績を有していること。

(カ) 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（建築）に係る総合評定値が1,100点以上の者であること。

ウ 建設の工事監理業務にあたる者

工事監理業務にあたる者の具体的な要件は、2(3)アに求める要件と同等のものとする。ただし、2(3)ア(エ)については、工事監理業務を履行した実績を有していること。

エ 維持管理業務にあたる者

維持管理業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建物管理等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(ウ) 平成17年4月1日以降に、次に掲げる施設のいずれかの維持管理業務について1年以上の実績を有していること。実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途が次に掲げる施設であること。

a 延べ床面積 10,000 m²以上の庁舎

b 延べ床面積 10,000 m²以上の図書館を含む複合施設

c 延べ床面積 10,000 m²以上の事務所

d 延べ床面積 10,000 m²以上の商業施設

オ 運営業務にあたる者（カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務除く）

運営業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。ただし、業務にあたる者が複数である場合は、新大宮図書館運営業務にあたる者のうちの1者は(ア)から(ウ)の要件を満たし、（仮称）ふれあいスペース運営業務にあたる者のうち1者は(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「その他」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(ウ) 大宮図書館運営業務にあたる者は、平成17年4月1日以降に、公共図書館の運営業務について1年以上の実績を有していること。

(エ) (仮称) ふれあいスペース運営業務にあたる者は、平成17年4月1日以降に、公共施設の施設貸出業務及び公共施設を使用したイベント開催業務を実施した実績を有していること。

カ カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務にあたる者

カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。業務にあたる者が複数である場合においても、全ての者が全ての要件を満たすこと。

(7) カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。

(イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「その他」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

キ その他の業務にあたる者

上記アからカ以外の業務にあたる者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。業務にあたる者が複数である場合においても、全ての者が全ての要件を満たすこと。

(7) 業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。

(イ) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「その他」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(4) 競争入札参加資格者名簿に登載のない者の参加

2(3)アからキの参加資格要件で定めている、平成27年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿への登載又は平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿への登載について、登載のない者(定めている業種又は業務について登載のない者を含む。)が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、本入札の公告日から、平成28年1月12日(火)までに特定調達契約参加審査を受けること。

(5) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日は参加資格確認申請書締切日とする。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加

者が、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が参加資格を欠いた日とする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

エ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者の構成員又は協力会社のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は選定事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は選定事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者が、参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が参加資格を欠いた日とする。

(7) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりとする。

予定価格 20,002,808,000円（消費税及び地方消費税を除く）

予定価格は、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額であり、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市公式Webサイト内の大宮区役所新庁舎整備事業ホームページからダウンロード
<http://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/005/index.html>

イ さいたま市大宮区大門町3-1 さいたま市市民局区政推進室大宮区役所新庁舎建設準備室
（大宮区役所内東館2階）

担当 茂庭、岡田 電話 048(646)3076

(2) 交付期間

公告の日から平成28年1月22日（金）まで（3(1)イにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び確認審査の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
平成28年1月18日（月）から1月22日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
 - (3) 受付場所
3(1)イに同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)イに同じ
 - (2) 交付日時
平成28年2月3日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書において示す事業計画事項に関する書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書作成時の留意事項
 - ア 入札書は、封筒に入れ、密封して提出すること。
 - イ 入札価格は、予定価格と同様、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額とし、契約書案に規定する金利変動、物価変動及び利用者数等の変動に応じた改定は見込まないこと。
 - ウ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

エ 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成28年2月17日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3-1 さいたま市市民局区政推進室大宮区役所新庁舎建設準備室

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月19日（金）午後3時00分

イ 場所

さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所東館301会議室

(5) 入札保証金

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項第3号の規定により免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区大門町3-1 さいたま市市民局区政推進室大宮区役所新庁舎建設準備室
電話 048（646）3076

7 契約手続等

(1) 契約保証金

設計・建設費の100分の10以上及び維持管理運営費の総額を20で除した額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

要

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>
イ 申請場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179
ウ 受付時間
休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進室大宮区役所新庁舎建設準備室及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:
Construction and Maintenance Service for the New Omiya Ward Office
- (2) Date and time of tender:
February 19, 2016, 3:00 p.m.
- (3) Contact point for the notice:
Construction Project Office for the New Omiya Ward Office, Ward Governance
Promotion Office, Bureau of Citizens Affairs, Saitama City
3-1 Daimoncho, Omiya Ward, Saitama City
Tel: 048-646-3076

○特定調達契約の落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年11月16日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦公告又は公示をした日
- ⑧随意契約によることとした理由

さいたま市公示第90号

①血管造影装置 一式 ②さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課 さいたま市緑区大字三室2460 ③平成27年10月2日 ④東芝メディカルシステムズ株式会社埼玉支店 支店長 坂根定明 さいたま市北区土呂町1-45-10 ⑤215,000,001円 ⑥随意契約 ⑦平成27年8月17日さいたま市公告(調達)第58号 ⑧政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)第13条第1項(a)(ii)号該当

さいたま市公示第91号

①さいたま市立高等学校センターサーバ・校内LANシステム賃貸借 一式 ②さいたま市教育委員会事務局学校教育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成27年9月30日 ④富士通リース株式会社関東支店 支店長 毛利優 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑤2,926,584円(月額) ⑥一般競争入札 ⑦平成27年8月17日さいたま市公告(調達)第59号

さいたま市公示第92号

①さいたま市立高等学校教職員端末システム賃貸借 一式 ②さいたま市教育委員会事務局学校教育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成27年9月30日 ④富士通リース株式会社関東支店 支店長 毛利優 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑤2,076,192円(月額) ⑥一般競争入札 ⑦平成27年8月17日さいたま市公告(調達)60号

さいたま市公示第93号

①美園図書館図書館電算システムパソコン機器等賃貸借 一式 ②さいたま市役所教育委員会事務局中央図書館管理課 さいたま市浦和区東高砂町11-1 ③平成27年9月18日 ④NECキャピタルソリューション株式会社関東支店 支店長 平柳裕 さいたま市大宮区桜木町1-10-17 ⑤690,876円(月額) ⑥随意契約 ⑦平成27年7月31日さいたま市公告(調達)第55号 ⑧地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1476号

エアマットについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
エアマット
- (2) 納入場所
さいたま市役所本庁舎地下倉庫 外35箇所
- (3) 数量・特質等

- ア 数量 12,260枚
- イ 特質等 仕様書のとおり

(4) 納入期限

平成28年3月11日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目で登載され、かつ、本入札の告示日において、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

- (2) 交付期間

告示の日から平成27年11月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

- 3 (2)に同じ
- (3) 受付場所
 - 3 (1)に同じ
- (4) 提出方法
 - 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
 - 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
 - 3 (1)に同じ
 - (2) 交付日時
 - 平成27年12月4日（金）及び平成27年12月7日（月）各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
 - 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
 - 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成27年12月16日（水）午後2時00分
 - イ 場所
 - さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (3) 入札保証金
 - 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成27年12月16日（水）入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
 - 7(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書によるものとする。